

## 庄内南部定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

### (設置)

第1条 庄内南部定住自立圏共生ビジョン（この要綱において共生ビジョンとは、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総務省総行応第39号総務事務次官通知）第6に規定する定住自立圏共生ビジョンをいう。以下「共生ビジョン」という。）の策定又は変更に当たり、関係者の意見を広く反映させるため、庄内南部定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 懇談会は、共生ビジョンの策定又は変更に関することについて協議する。

### (組織)

第3条 懇談会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 庄内南部定住自立圏形成協定の取組事項に関連する分野の関係者

(2) 各市町の住民の代表者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する委員をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇談会は、会長が招集する。ただし、委嘱される前の懇談会は、市長が招集する。

2 懇談会の議長は、会長がこれに当たる。

3 懇談会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 懇談会の庶務は、企画部企画調整課において行う。

### (その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成24年10月9日から施行する。  
(最初に委嘱される委員の任期の特例)
- 2 この訓令の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱された日から平成26年3月31日までとする。